愛新覚羅恒煦先生と契丹大字『蕭孝忠墓誌』

愛新覚羅烏拉熙春

今年は、愛新覚羅恒煦（金光平）先生の逝去４０周年の忌辰にあたり、折しも契丹大字研究の進展は画期的な段階にある。筆者は、先生の研究業績を継承し、2005年に『契丹大字研究』（東亜歴史文化研究会）を著した。1957年に先生が始めて契丹大字を定義的に認定してより半世紀を経て契丹大字の解読が達成されたのである。この成果こそ先生の忌辰に献げるにもっとも相応しい。

契丹文字には、女真文字と同じようにそれぞれ「大字」と「小字」と二種類の文字がある。しかしながらどれが大字でどれが小字かといった問題は、前世紀30年代に契丹文字が始めて世の中に姿を現した頃から、長期にわたって諸説紛紛とし、是非が決めがたくなっていた。愛新覚羅恒煦先生は、中国の名高い女真文字・契丹文字の研究家である。1957年に『蕭孝忠墓誌』を研究し、「錦西西孤山契丹文墓誌試釈」（『考古学報』1957年第2期）において、墓誌に刻されている文字は契丹大字であると認定した。1962年に、先生は論文「従契丹大小字到女真大小字」（『内蒙古大学学報』1962年第2期）において、契丹大小字の区別とそれぞれの特徴をさらに一層深く論証した。今日では、先生の契丹大字に対する論断はすでに学界に公認されている正確な結論となっている。

ここで、契丹大字研究にあたって先駆的意義をもつ論文「錦西西孤山契丹文墓誌試釈」の要点をまとめると、次の如くである。

(1)契丹字には、大字と小字との二種類があり、大字の製造及び頒布は遼太祖神冊五年(920)にあり、隷書漢字の筆画を増減することによって製造された。小字に関しては、頒布年月が記録されておらず、ただ遼太祖のときに「回鶻使至、迭剌習其言與書、因製契丹小字」とあり、時間的には、大字製造以後にあたるはずである。現存する二種類の契丹字につき、慶陵石刻文字は契丹大字で、錦西石刻文字は契丹小字であると一般に論ぜられているが、問題がある。慶陵石刻契丹字には、独体字もあり、複合字もある。複合字は、二個ないし七個の字を複合して組み合わせるものである。ここから見れば、契丹語は多音節言語で、単語ごとの音節数の相違が文字に表現される際に、複合字中の字数を決定することがわかる。錦西石刻契丹字は、慶陵石刻契丹字とちょうど反対で、字形は簡単で、整っている。しかも女真文字とよく似ている。製造の方法から見れば、漢字をそのまま借用したり、漢字の筆画を変化させたり（例えば、馬は「馬」に、「牛」は「牛」に、国は「国」になるなど）していることがわかる。『遼史』のいわゆる「隷書之半増損之」によって作られた

契丹大字は、錦西石刻契丹字に適合するが、慶陵石刻契丹字の方は回鶻表音文字を模倣しているものなので、遼太祖の弟である迭剌が作った契丹小字に適合している。

(2)女真字にも大字・小字の種別がある。大字は金太祖が完顔希尹に作らせたもので、天輔三年(1119年)に頒布された。その後、金熙宗は皇統五年(1145)に女真小字を作り、女真大字とともに併用した。また『金史』完顔勖伝に、完顔希尹が契丹字に倣って女直字を作ったとある。『華夷訳語』や金・明両代の石刻に現れる女真字を慶陵石刻契丹字と比べると、字体が一致しないが、錦西石刻契丹字とは字体が接近しているところから、女真字は契丹字と漢字をモデルとし、筆画増減によって製造されたものであることがわかる。よって、現存している女真字は錦西石刻契丹字を模倣したものであることが断定できる。

(3)山路広明『契丹文字の研究』の、表意字は大字、表音字は小字、慶陵石刻契丹字は大小字混用の文字という説は正確でない。氏は錦西石刻契丹字を見たことがないので、こういった想像附会の説をなしていたのである[1]。

(4)1937年に発見された『故太師銘石記』は、契丹字で刻されたもので、錦西石刻契丹字と同じ類型の文字である。李文信氏の研究(『契丹小字「故太師銘石記」之研究』)における偽造説は、不適当である[2]。

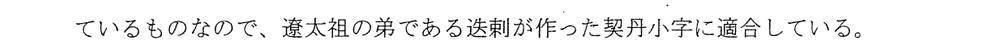
先生が契丹大字に関する科学的論断を下してのち半世紀の間、契丹大字研究は終始遅々として進展しなかった。それは凡そ契丹大字自身に表音の成分が欠如し、加えて出土した墓誌が少なかったことを主な原因とする。出土した契丹大字墓誌の数はすでに９件にも上り、解読された契丹大字は数百にも及んでいる今日では、先生が契丹大字を最初に認定した『蕭孝忠墓誌』を改めて解読することは、この領域での先生の成就を記念することとしてこの上なく意味があるものである。

『蕭孝忠墓誌』は、遼道宗大安五年(1089)に刻され、1954年に遼寧省錦西縣西北孤山村から出土し、現在錦州市博物館に所蔵される。誌蓋の裏面に隷書風の漢字12行を陰刻する。誌石は方形に近く、縦66cm、横64cmである。誌石に楷書の契丹大字18行を陰刻し、第1行25字、第2行26字、第3行・第5行・第6行・第8行・第9行28字、第4行・第10行・第14行33字、第7行31字、第11行・第12行32字、第13行36字、第15行30字、第16行27字、第17行15字、第18行13字となり、合計で506字となっている。

漢文墓誌と契丹大字墓誌とは対訳ではないが、墓主の家族に関する記述の一部は吻合している。比較してみれば、契丹大字墓誌の方がより詳細であることがわかる。

漢文墓誌の第1行から第3行までは、墓主の出身部落・父祖及び本人の職名を記述するところにあたる。「南贍部州大遼國錦州界内胡僧山西廿里之撒里比部落、奚王府東太師所管、刺史位烈虎衙内孫、鐵林軍廂主男、乳寧軍火師靜江軍節度使蕭孝忠。」とある。

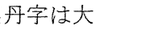
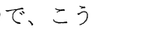
南贍部洲、女真大字『朝鮮慶源郡女真國書碑』の第1行にも見え、



(南贍　部洲　大　金　國　曷懶　路　左申必罕猛安)

とある。『阿毘達磨倶舎論』(玄奘訳)によれば、南贍部洲は、また南閻浮洲とも言われ、インド佛教においては世界を東西南北の四洲に分け、須彌山の南方の海に浮かんでいる島は南贍部洲と呼ばれ、中國はその一部である故に、契丹・女真はみな國號の前にこの洲名を付けるわけである。

女真大字石刻が「南贍部洲」を音訳するのに対し、契丹大字墓誌の冒頭では、直接に契丹の國號「」(胡里斯契丹國)を記している。

胡僧山、『遼史』巻39/志第9/地理志三に「錦州，臨海軍，中，節度。本漢遼東無慮縣。慕容皝置西樂縣。太祖以漢俘建州。有大胡僧山、小胡僧山、大查牙山、小查牙山、淘河島。」とあり、嘉慶重修『大清一統志』巻64錦州府一に「小虹螺山，在錦縣西六十里，高橋河、七里河發源於此。大虹螺山，在錦縣西七十五里，高五里許，周五十餘里，與小虹螺山對峙，東西綿亙百餘里，女兒河環流其中。」とあることから、遼の胡僧山は即ち虹螺山であることがわかる。契丹大字墓誌第5行に山名「」があり、それは胡僧山の契丹語名称である。なお、同墓誌第5～6行に水名「」(×娘子)があり、それは大虹螺山の中に曲がり流れる女児河であろう。

撒里比部落、奚人の部落名となるはずである。『遼史』巻33/志第3/營衛志下/聖宗三十四部に、遙里部に下属する三石烈の中の一つとして「撒里必」が見える。遙里部は、東北路招討司に統轄されており、潭・利二州の間にある。『遼史』巻39/志第9/地理志三に「利州，中，觀察。本中京阜俗縣。統和二十六年置刺史州，開泰元年升。屬中京。」「潭州，廣潤軍，下，刺史。本中京之龍山縣，開泰中置州，仍屬中京。」とある。「撒里比」と「撒里必」は同音語ではあるが、地理的に見て、同じ部落ではあるまい。

衙内、『遼史』には見えないが、遼代の漢文墓誌によく見かける。

鐵林軍廂主、『遼史』巻46/志第16/百官志二/北面軍官に「鐵林軍詳穩司」がある。『宋史』巻187/兵志一/禁軍上/建隆以来之制に、虎翼「宋初,號雄武弩手,太平興國二年，選壯勇者為上鐵林，其次為下鐵林，雍熙四年，改為左右廂各三軍。」とある。

乳寧軍、『宋史』巻86志第39/地理二/河北路に「清州，下，本乾寧軍．幽州薊臺軍之地，晉陷契丹。周平三關，置永安縣，屬滄州。太平興國七年置軍，改縣曰乾寧，隸焉。大觀二年，升為州。政和三年，賜郡名曰乾寧。崇寧戶六千六百一十九，口一萬二千七十八。貢絹．縣一：乾寧。熙寧六年省為鎮。元符二年復。崇寧三年再省。政和五年又復。砦六。釣臺、獨流北、獨流東、當城、沙渦、百萬。」とある。『金史』巻25/志第6/地理中に「清州，中。宋乾寧郡軍，國初因置軍，天會七年以守邊置防禦。戶四萬七千八百七十五。縣三、鎮一：會川本名乾寧，貞元元年更名。置河倉。鎮一范橋。興濟本隸滄州，大定六年來屬。靖海明

昌四年以清州窩子口置。」とある。乳寧軍火師、また乳寧軍大師と模写したものがあり、墓誌の第1行「大遼國」・第5行「南大王」の「大」字はこの字の形とはまったく異なっているから、「火」の方が正しいと思われる。契丹大字墓誌第18行「乳寧軍火師」に相当するのは「𘬼𘬍𘬆𘬼𘬍𘬆」（×州の×師[又は「史」・「使」]）である。

靜江軍、『宋史』巻90/志第45/地理六/廣南西路に「靜江府，本桂州，始安郡，靜江軍節度。」とあることから、蕭孝忠が任ぜられた乾寧軍火師と靜江軍節度使のどちらも遙領であることがわかる。

靜江軍につき、契丹大字墓誌の第18行では、「𘬼𘬍𘬆𘬼𘬍𘬆」と音訳する形式としているが、乾寧軍については、「𘬼𘬍𘬆」（×州）としている。しかしながら「𘬼𘬍」によって綴り合わされる音節は「清」にあたるはずがない。なぜなら、「𘬼」はもっぱら漢語の溪母字または曉母字を音訳するのに使うものであり、それと「𘬍」とを綴り合わせた音節は「曲」或いは「許」に近いからである。清州は、契丹人による別の呼び方があるかもしれない。「𘬼𘬍」という語は、他の墓誌においては、一般に「𘬼𘬍」または「𘬼𘬍」と書くが、ただ『撻不衍觀音太師墓誌』だけは「𘬼𘬎」と書く。「𘬍」・「𘬎」は同音であり、どちらも漢語の「食」・「石」・「師」・「適」などを音訳するのに使う字である。故に、「𘬼𘬍」が漢語訳音語であることがわかる。それだけでなく、「𘬼𘬍」の第一字の書き方も誤っており、「𘬼」或いは「𘬼」となるはずである。この語は漢語「節度使」を音訳する「𘬏𘬎」（また「𘬏𘬎」や「𘬏𘬎」と書く）とは、意味の上である程度異なるところがあるはずである。というのは、「𘬼𘬍」と「𘬏𘬎」は墓誌の第18行に同時に現れているからである（その他の墓誌にも共見する事例がある）。『蕭袍魯墓誌』において、漢文「累遷匡義、彰聖、開遠、臨海等軍節度使」と対応する契丹大字は、「𘬽𘬾𘬿𘬼𘬆𘬼𘬍 𘬽𘬾𘬿𘬼𘬆𘬼𘬍𘬆𘬼𘬍𘬆𘬼𘬍𘬆𘬼𘬍」となっており、それらはみな蕭袍魯が靜江軍節度使より遷任した官職であるから、「刺史」ではあるまい（因みに、契丹大字の「刺史」は「𘬏𘬎」である）。注意に値するのは、「𘬼𘬍」は往々にして「×州」・「×郡」・「×地」の後に使うのに対して、「𘬏𘬎」の方は往々にして「×軍」の後に使うことである。

契丹大字墓誌第1行の阿縵太師の前にある契丹大字につき、今のところ解読できるのは、「𘬾𘬿𘬽𘬼𘬿𘬾𘬽𘬾𘬿𘬼𘬿𘬾」（胡里斯契丹國の六×帳の）しかないが、後続の「𘬾𘬿𘬽𘬼𘬿𘬾𘬽𘬾𘬿𘬼𘬿𘬾𘬽𘬾𘬿𘬼𘬿𘬾𘬽𘬾𘬿

見れば、蕭孝忠は奚王府に統轄される撒里比部落の出身であり、祖母賢哥娘子は惕隠司孟父房より出たもので、祖父烈虎の官職は僅かに刺史位衙内に至っただけので、娘子としか称されない。娘子とは、夫の官職が比較的低い女性に対する尊称であり、未婚女性に使う尊称でもある。蕭孝忠の母馬哥を夫人と称することから、その父の官職である鐵林軍廂主は衙内より高いことがわかる。夫人と称される女性の72例の中に、夫が太師の官職につく者が29人あり、絶対多数を占める。契丹大字墓誌は蕭孝忠を太師と称するので、その第四妻である鄭家女も夫人と称され得る。

蕭孝忠が亡くなった時の年齢については、契丹大字墓誌と漢文墓誌のどちらも未載である。契丹大字墓誌において蕭孝忠には孫七人があることから推測すれば、当時少なくとも五十歳以上となるはずであろう。さらに、契丹大字墓誌は蕭孝忠の大妻が興宗重熙二十三年(1054)に二十八歳で亡故したことを記載し、かりに夫婦二人を同齢とすれば、蕭孝忠が聖宗太平七年(1027)に生まれ、大安五年(1089)には六十三歳と推算される。

【附録】

契丹大字『蕭孝忠墓誌』

1)
2)
3)
4)
5)
6)
7)
8)
9)
10)
11)
12)
13)
14)
15)
16)

17)　　天清五非十二月廿五日
18)

漢文『蕭孝忠墓誌』

1)南贍部州、大遼國錦州界内胡僧山西廿里之撒里比部
2)落、奚王府東太師所管、刺史位烈虎衙内孫、鐵林
3)軍廂主男、乩寧軍火師、靜江軍節度使蕭孝忠。
4)前嬪先掩泉臺，所生一男名鄭哥。次妻琴絃續斷，
5)所生一男名何乃。第三夫人南大王椹分女，所生兒女四，
6)長名冬女，次名天王女，幼名觀音女，一男名藥師奴。
7)弟四嬪東刺史位女，漆水郡夫人，並無兒女。弟五
8)漢兒小娘子蘇哥，所生一女，名石婆。夫人等莫不
9)容多艷冶，性稟淑賢。奈福善之無徵，而有斯
10)疾。縱良醫之不驗，今也則亡。豈不欲垂後裔慶
11)延子孫，謀刊録於貞珉矣。
12)　　大安五年歳次己巳十二月一日丁酉朔二十五日辛酉日辛時葬訖。

注

1)筆者の研究成果によれば、現存の契丹大字墓誌には全部で1002個の契丹大字(異体字を数えない)が出現する。この数値は、契丹大字の性格をあらためて認識する際に一個の斬新な論拠を提出する。現在までのところ、契丹大字の性格に対して種々の見方があるが、その共通点は「契丹大字は表意文字である」ということに他ならない。これらの見方はおそらくみな『契丹國志』巻1太祖大聖皇帝「渤海既平、乃製契丹文字三千餘言」に誤られたものである。筆者はつとに1990年代に『女真文字書』を研究した際にこうした見方に対して懐疑しはじめた。契丹大字を主要なモデルとして創製された女真大字が表意兼表音の文字体系に属し、契丹語が女真語と同じく多音節膠着型のアルタイ系統の言語に属し、この種の言語は純粋的な表意文字を用いて書写することは不可能だからである。その後金啓孮先生と共同で『女真文大辞典』を編纂した際にさらに「契丹大字は表意文字である」ことへの懐疑を深めた。統計した女真大字は全部で1307個で、「表意字に表音字が後続する」、「複数の表音字を組み合わせる」などの方式を通じてこれら女真大字を用いてあらゆる女真語の単語を表示することができるのである。女真大字が契丹大字の啓発を受けて創製された以上、逆推すれば、女真大字のこうした表音方式は必らずや契丹大字より継承したものであるはずである。契丹大字の性格は、簡単にいえば、「表意－音節文字」である。しかしそこで音節を表示する字は、一種の不完全な音節字であり、同一の音節が固定的に同一の個字を使用して表示されるわけではない。同じでない場合によれば、同一の音節が往々にして同じでない文字の面貌

をもつことがある。甚しくは同一の意味を表示する意字が、同じでない字形を用いて表示されることさえある。もっともこの種の情況は相対的にいって比較的少ない。契丹大字の多くの語根は一個の表意字を用いて表示され、語根の下に接続される各種の接尾辞は表音字を用いて綴られる。契丹小字は表音体系上契丹大字に比べて音節文字に向かって大きく邁進しているが、依然として相当数の表意字を保留し、いくつか発音が同じで使用される場合だけが異なる音節に異なった文字形式が賦与され、同一の文字形式が異なった場合に異なった音価を代表し、一個の表意字と複数の表音字が同一の単語を表示するのに併用され、特定の音素(多くは節尾子音)を表示する表音字に固定的な文字形式がない。およそこうした問題は、契丹小字がもつ特徴を「表意－音節－音素文字」といった一種の不完全で、不安定な状態の表音体系に属させている。契丹小字は現在までにすでに300あまりの字が出現しているが、音素文字が必要とする符号の数は、一般には20個と40個の間にあるが、音節文字の符号の数は多く二、三百個ほどに達する。契丹小字がもつ300あまりの符号の数を見るだけで、契丹小字の文字類型における地位を基本的に画定することができる。

2)筆者による契丹大字『故太師銘石記』の全面解読は2005年にすでに完了した。この墓誌が記述するのは敵輦巖木古の長子胡古只一族の子孫であり、非常に貴重な史料価値を持っている。

参考書目

向南 1993《遼代石刻文編》,河北教育出版社

愛新覺羅烏拉熙春 2004《契丹語言文字研究》紀念金啓孮先生學術叢書之一,東亞歷史文化研究會

2005《契丹大字研究》紀念金啓孮先生學術叢書之三,東亞歷史文化研究會

京都大学大学院文学研究科21世紀COEプログラム

「グローバル時代の多元的人文学の拠点形成」

遼文化・遼寧省調査報告書

発行　京都大学大学院文学研究科

印刷　有限会社　真陽社

発行日　2006年３月31日